

令和7年度新興感染症対応力強化事業(協定締結医療機関施設整備事業)の概要

1 補助対象経費等

別紙のとおり

2 補助対象外経費

- ・土地の取得又は整地に要する費用
- ・門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷地に要する費用
- ・設計その他工事に伴う事務に要する費用
- ・既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- ・その他整備費として適当と認められない費用

3 工期について

補助金額の内示後に契約・着工し、令和7年度内に工事完了するものが補助対象となります。

4 交付の条件

補助金の交付決定の際に、以下の条件が付される見込みです（一部抜粋）。

- ① 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- ② 補助対象の建物について、目的外の使用や廃止、譲渡、交換、貸し付け等を行う場合は知事の承認を要するとともに、補助金の返還が必要となる場合がある。
- ③ 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整理し、事業の完了年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- ④ 補助申請予定額が1億円以上の施設整備を行う場合には、原則として5社以上の競争入札を行わなければならない。
- ⑤ 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。

5 その他留意事項

本事業は「施設整備」事業のため、個人防護具保管施設の整備についても、「建物整備の工事」に要する費用が補助対象になります。建築工事を伴わず、単にキャビネットやロッカー等を購入して設置するのみの場合は補助対象になりませんので、ご留意ください。（物置を、土地に定着させるための工事を伴うなど建築物として整備する場合は補助対象となります。）

補助対象者（※1）	補助対象経費（※2）	補助基準額（※4）	補助率
病床確保に係る協定締結医療機関（病院）	○病室の感染対策に係る整備（※3）に要する工事費又は工事請負費 ・新興感染症発生・まん延時において、新興感染症の患者を受け入れるための個室の整備（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む）等	1室あたり <u>29,420,000</u> 円	2/3
	○病棟等の感染対策に係る整備に要する工事費又は工事請負費 ・新興感染症発生・まん延時において、多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置 ・病棟入り口の扉の設置 ・病棟のゾーニングを行うための改修 等	1㎡あたり <u>484,000</u> 円	10/10
	○个人防护具保管施設の整備に要する工事費又は工事請負費 ・个人防护具保管庫の設置（※5） ・个人防护具保管スペース確保のための建物改修 等	1㎡あたり <u>484,000</u> 円	10/10
発熱外来に係る協定締結医療機関（病院、診療所）	○个人防护具保管施設の整備に要する工事費又は工事請負費 ・个人防护具保管庫の設置（※5） ・个人防护具保管スペース確保のための建物改修 等	1㎡あたり <u>484,000</u> 円	10/10
自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）	○个人防护具保管施設の整備に要する工事費又は工事請負費 ・个人防护具保管庫の設置（※5） ・个人防护具保管スペース確保のための建物改修 等	1㎡あたり <u>484,000</u> 円	10/10

※1 医療措置協定（※流行初期）を締結済みの医療機関に加えて、締結することが決まっている場合も補助対象となります。

※2 協定による病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供に係る施設整備に限ります。

※3 整備した病室は、平時の通常医療にも使用いただけます。

※4 補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方に補助率を乗じて交付額を算定します（千円未満の端数切り捨て）。

※5 建築工事を伴わず、単にキャビネットやロッカー等を購入して設置するのみの場合は補助対象になりません。